

☆個別支援保育 利用申込みの流れ



↑うるま市 HP ↑

1. 利用対象児童

集団保育が可能であり、個別の配慮が必要な児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）

2. 個別支援保育の内容

個別支援保育では、お子さまの状態に応じた個別の配慮を行います。

（あくまでも集団保育であり、常に保育者が1対1で対応するものではありません。）



3. 申込みの流れ

（1）【利用申込み】

＜受付期間・場所＞

- ・一斉受付期間中：令和9年4月入所（園）一斉受付日程（P3）を参照してください。
- ・一斉受付期間外：こども発達支援課（東棟2階⑤窓口）／午前9時00分～午後4時00分

＜必要書類＞ 次の①～④をご提出ください。

- ①通常保育の申込書類一式（詳しくは P5 を参照してください。）
- ②「児童状況調査票」（様式1号）
- ③「個別支援に関する保護者の意見書兼同意書」（様式2号）
- ④お子さまの理解のため、下記⑦～⑩のうち、現在取得している書類等をご提出ください。【写し】

⑦「身体障害者手帳」⑧「特別児童扶養手当証書」⑨「療育手帳」⑩「通所受給者証」
⑪「小児慢性特定疾患児手帳」⑫「指定医療費（指定難病）医療受給者証」
⑬「発達検査結果等の発達状況に関する所見」
⑭「集団保育に係る医療的所見」（様式3号－⑭は、通院中の方のみ、主治医より記載してもらい、提出して下さい。）
※⑬、⑭は医療機関での書類作成費用は保護者負担となります。

様式②～④はこども発達支援課にて受け取り、もしくはうるま市ホームページ(QRコード)よりダウンロードしてください。

（2）【個別支援保育の必要性の確認】

提出された申請書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討します。

（3）【行動観察の実施】

※提出され書類等で集団保育の可否や個別支援保育の必要性について判断が難しい場合に行います。

＜行動観察の内容＞

集団生活が初めてのお子さんを対象に個別支援保育の可否やどの程度の支援が必要か確認します。

うるまこどもステーション「親子通園施設」で2時間程度の予定で実施いたします。

保護者とお子さまで参加していただき、心理師・作業療法士・保健師・巡回相談員・保育士等が、お子さまの遊ぶ様子から、他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

＜実施時期＞

1. 一斉受付期間：令和8年10月下旬を予定
2. 一斉受付期間外：必要に応じて実施

※行動観察の実施日・場所などについては、申込みの際に予約調整を行います。



（4）【利用調整（入所（園）調整）】

個別支援保育利用を申請される方は選考の加点対象となりますが、施設の空き状況によっては、希望園以外で入所（園）が決定となる場合がございます。ご了承ください。

個別支援保育についてはこども発達支援課が担当しております。こども発達支援課 TEL：098-923-7108

☆医療的ケア児 利用申込みについて

医療的ケア（インスリン投与・喀痰吸引・経管栄養・導尿など、医師の指示に従い看護師が行う処置）を必要とする場合は、入所（園）申込前にご相談下さい。 ※4月入所希望の場合は、9月までにご相談ください。

* 医療的ケア児の相談については教育保育支援課が担当しております。 TEL：098-923-7119
* 医療的ケア児の入所（園）申込みについては保育こども園課が担当しております。 TEL：098-973-5427